

酒もタバコもコーヒーも、飲まず吸わずに活動中

【月刊発行をめざす、江戸川区議会議員田中けんの政治活動報告書】

# 月刊 田中けん



区議会「民主・みんな・維新」



特集「第2回定例会一般質問」

ご紹介

- ・写真集、グラビアに興味ある方 (最近、映像関係者と知り合いになりました)
- ・宝島社から2冊共著を出版している関係で、編集者を知っています。何か本を出したいと思っている方は、気軽にご連絡ください。

☎総合連絡先：03-3248-0888

## 弁護士による無料法律相談受付中

田中けん集会★百語

10月26日(日)16:00~「食事会」  
 参加費：1,500円(飲酒希望者は3,000円)  
 場所：田中けん事務所(詳しくは4ページ目に！)  
 食事付きの集会です。  
 集会参加希望者は、事前連絡をお願いします。

ご案内

\* 墨田川高校ビジネス交流会・同窓会 \*  
 日時：11月26日(水)19:30~21:00  
 場所：東駒形3丁目町会会館(墨田区東駒形3-10-7)  
 参加費：300円  
 墨田川高校卒業生は、気軽に電話連絡ください。

お誘い

10月23日(木)16:00~ 衆議院第二議員会館にて鈴木宗男氏が主催する「東京大地塾」にご一緒しませんか。参加費無料で大変勉強になります。  
 参加希望者は、事前にご連絡ください。

## 第2回定例会一般質問

2014年6月24日

今回の報告は、執行部の回答をなるべく正確に記述するため、田中けんの第 質問を簡略化してお伝えします。ご了承ください。



### 1 江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例について

同条例の第二条第五項には、歩行喫煙の定義が書かれています。そこには「歩行中(自転車等による移動中を含む。)に喫煙し、又は火の付いたたばこを所持することをいう。」と書いてあります。

この条文を読む限りでは、火の付いたタバコを所持することが禁じられているのは、歩行者と自転車に乗っている人だけであって、立っている喫煙者や座っている喫煙者は該当しないのではないのでしょうか。

こんなバカなことはありません。条例と実態があっていません。「歩行喫煙」の防止については、解釈と運用をもって厳しく対応していただきたい。区長の見解をお聞かせください。

### 2 みなとタバコルールについて

これは「公共の場所において、喫煙をしてはならない」とする港区独自のルールです。このルールにより、港区ではコンビニやタバコ販売店の店先にある灰皿は、たとえ私有地内に設置されていたとしても、撤去が義務づけられるということです。  
 江戸川区も港区を見習って見たらどうでしょうか。

### 3 勤務時間中における喫煙について

大阪市は勤務中に喫煙していた環境事業センターの職員7人を停職、1人を減給の懲戒処分をしました。それと同時に管理監督責任として、センターの所長や副所長ら10人を戒告処分をしました。更に環境局長ら6人を文書訓告処分をしました。  
 このように職務中の喫煙は、公務員として許されません。区長の見解を求めます。

### 4 タバコ問題における責任者について

これまでタバコ問題の責任者は副区長だとして、多田区長は前任の山崎副区長を指名してきました。今年になって副区長が替わり、原野副区長となりました。タバコ問題解決における副区長の決意をうかがいたく存じます。



## 区長（多田正見 君）

お答えをしてみたいです。

先般、制定をされました歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例でありますけれども、この法理上の見解は、今、おっしゃったような問題があるかも知りませんが、このことにつきましては議会提案の条例でもありますので、私どもが云々するということもどうかと思います。もし、この条例に問題があるとするれば、議会の皆様方のほうでいろいろご見解をまとめていただきまして、私どもにお話をくださればしかるべき対処をするという、こういうことになるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

みなとタバコルールの話もありました。いろいろな自治体がさまざまな試みをしてありますが、これは一つのあり方として参考にはなりますけれども、千代田とか港とかいうような昼間人口の非常に多いところの住民感情と、当区におけるいわゆる住宅区における考え方、受けとめ方は相当違うと思います。江戸川区は、江戸川区流のことをいろいろ考えていかなければいけないというふうに思いますが、そうしたことから研究を続けていきたいと思っております。

区職員の禁煙の問題等につきまして、これ以降の問題につきましては、受動喫煙防止対策推進本部長を、最近、原野副区長に任命をいたしましたので、原野本部長からお答えをすることにさせていただきます。よろしく願いいたします。



## 副区長（原野哲也 君）

受動喫煙防止対策、その推進本部長であります原野です。

前任の副区長から全ての業務を引き継いでおります。そういう自覚でおります。責任も伴っておるというふうに認識をしております。

公共のスペースで少しでも早く禁煙、分煙がもっと推進できるように私も誠心誠意努めていきたいというふうに思っております。

職員の喫煙の問題について、今、議員からご指摘がありました。他の自治体の取り組みもご紹介いただきました。全日本的に、例えば企業でも非喫煙の方を我が社は採用をしますとか、あと大学によっても、在学中はたばこは吸わないということを条件に入学を認める大学があったりということで、非常にたばこを吸う方々にとっては煙たい世の中であることは間違いありません。

健康問題も当然ついて回ります。それで、私は受動喫煙の防止対策ということではございますが、議員はたばこ問題というふうにもっと広い視点でおっしゃっております。確かに、日本全国、今、言われておりますのは年間でたばこが原因でなくなる方が十万人を超えていると。ただ、その方々の医療費はそのたばこ税以上にかかっているのではないかというようなことも言われております。ですから、たばこ問題というふうに言いますといろいろな角度から、いろいろな分析も必要でございます。

ただ、その職員の喫煙という部分についてお話を申し上げますと、確かに、それは、勤務時間中の喫煙については好ましいことではないというふうに思っております。

ただ、ご案内のとおり、たばこというのは、これはニコチンの依存症であります。ですから、席を外すときにのどが渴いたとか、トイレに行くとか、そういうこととはまたちょっと違う、禁断症状というところ、言葉は強いですが、そういう部分もあるかと思っております。ですから、できるだけそういうのはないほうがいいわけでありまして。

私どもとしては、少しでもそういうことをないほうに持っていきたいというふうに思っておりますが、平成十六年当時、区の職員男女の平均では二六%程度が喫煙者でございましたが、これ昨年度の平均でいいますと一六%を切っております。

ですから、徐々に徐々に、たばこを吸う人が減ってきているというのは事実でございますが、まだ現実として吸う職員もいるわけでありまして。つまり、喫煙者がいるわけでありまして。明日からもう一切、勤務時間中は喫煙はまかりならんといいますが、その職員は禁断症状に襲われると思っております。ですから、本人の自覚も当然必要でございますが、いろいろな角度からそういうことも、できるだけやめる方向に一日も早く持っていくために、いろいろな手だてを打たなければならないと思っております。

それはここで具体的にAとBとCというふうに挙げられませんが、そういうのは本部長でございますので、私はいろいろな会議体等もこれから開催しながら、実際に吸う方々のご意見も伺いながら、一日も早く、誰もたばこを吸わないで一日の勤務時間が終わるといふような状況をつくってまいりたいと思っております。





## 二十三番（田中けん君）

非常に、副区長から丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。一つ一つ、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、区条例についてなんですけども、これは区長も十分承知の上でおっしゃっているかとは思いますが、確かに、これは議会が提案をして、議会がつくったという条例ではありますが、だからといって、執行部のほうが未来永劫これについて、例えば改正なり何なりできないというようなものではありません。

議会は議会で、当然、時代に合わなくなればその都度その条例を見直していくという努力をもちろんしていくつもりではありますが、それと同時に、やはり区長サイドでもそういうような認識を持てば、その都度、柔軟に対応をさせていただけるものではないかな。

それは、お互いが、議会と行政がお互い補完をするというような存在のものであるというふうに思いますので、いま一度、条例に対する、条例のあり方に対する、またはその改正に対する区長のお考えをお聞かせください。

二番目のみなとタバコルールについては、こういうような事例がありますよという私からの紹介で、ぜひこれは江戸川区も参考にさせていただいて、むしろ積極的に見習っていただきたいなという思いがあります。

第一質問でご紹介をしたとおり、私も個人的な対応としてさまざまなそういうお店に撤去をしてくれないかというような形で要請をしたことがありますが、なかなかうまくいかなかったというのが現実であります。

そのときに、やはり私は江戸川区の保健所のあり方、姿勢というものが非常に重要になってくるのではないかなというふうに思っています。私個人がいうのが効果的なのか、保健所からそういうような話がされるのが効果的なのか、それはわかりませんが、ぜひ、保健所におかれましては、そこら辺、区民からの苦情に基づいているというような背景もありますので、積極的に動いていただけたらありがたいなというふうに思いますので、保健所のほうからの答弁も求めたいと思います。

あと、勤務時間中における喫煙についてということで、副区長のほうから非常に丁寧なお答えをいただきましたし、総合的なその責任者だというようなことで、区長のほうから任命をされたということで心強く思っております。

私がたばこ問題というような形で受動喫煙に限らずこの問題を取り上げたのは、何度も議会でお伝えをしてあるとおり、この問題は縦割り行政に限ることなく、

● 学際的な、学校での問題もあり、当然、環境部に関するような問題もあり、この庁舎内だったら総務なりとか、本当に江戸川区内のさまざまな部署に関するような問題なので、やはり総合的な責任者となるようなとすると、私は江戸川区の将来像というものをを見せていただきたいという思いの中で、できることならば、ロードマップ的な形で、この期間にはこういう対応をしますよと。あと二年後にはこういう対応をしますよみたいな、そういうような将来像が見えるような提案をしていただきながら激変緩和というか、少しずつ江戸川区もよくしていくんだというような姿をご呈示いただけたらと、このように思うわけでありませう。

● 以上ですが、再度のお答えをよろしくお願いたします。



## 区長（多田正見君）

● 条例の問題ですけれども、ご承知のように、私はこうした条例の制定には余り積極的ではありませんでしたけれども、議会の皆様の総意によって制定をするべきだということでございまして、それが実現したということでございます。条例は区における最高法規でありますから、制定をされました以上は私どももこの条例が本当に生きますように、成果を上げるべく、そうした方向で作用をしますように努力をすべきだと思っておりますので、今、この条例の問題についていろいろご指摘もありましたけれども、これは私どもが言い出すか、言い出さないかは、それはちょっと別としまして、そういうことについて議会の皆様と会話を十分にしながら、方向性を出していくと、こういうことではないかと思っております。

● それから、たばこをきつい処置によって吸えないようにするかどうかについて、やっぱりこの問題の一番ややこしいところは、薬物のように絶対にこれは人間

にとって害しかないというものについて、強制的にこれを排除していくという、禁止していくというか、それはもう法律でそうなっちゃうわけでありませけれども、それを犯せば罪になるとこういうことなんです、そこまではこのたばこはいかないというところにいる徹底できない問題があると、そういうふうに思っております。

ですから、そういうことからいたしますと、条例の問題もそういうことになるわけですが、庁内禁煙ということ、庁内禁煙というよりも、職員禁煙といいたいでしょうか。これはちょっと別であります。

庁内禁煙ということは、これは分煙の部屋を設けておきまさんと、住民の方々もどうしても吸わなければならないという方もいらっしゃるでしょうから、そういう人たちがいられない庁舎になってしまうというわけにはいかない。吸える余地は残しておかなければいけないと、そういうふうになると思いますので、庁内における分煙室を撤去するということは、これは最終の、皆さんが本当に吸わなくなった状態のところではできないと、そういうふうに思います。

しかし、服務の問題として、職員に対して全面禁煙ということ徹底したらどうかということについて、本部長をはじめ、幹部職員の考え方はもうそろそろやっではどうかという話も私には言うわけでありませけれども、しかし、私としてはそういうことを仮にしても、やっぱり本当に、それでやめられる人はやめてもらえばいいんですけど、やめられない人が何人か残ると。

その人の問題はどうかということをやっぴりきちんとしないと、その人たちがこっそりどこかで吸うとか、外へ出て行って吸うとかそういうことになっては、これはまことにみっともない話になるわけで、その対策をしっかりと考えればいいでしょうと。

つまり、その人が医学的ないろいろなケアを受ける

とか、あるいは上司に届け出て、何時から何時までは吸わしてくれと、分煙室へ行かせてくれというようなことについて、特別そういう人に対しては認めましょうというような一つの方策でもつくることができて、うまくいけばいいと。

でも、その問題をうやむやにしておいて、全面禁煙を宣言するというわけにはいかない、そういうふうに言っているわけでありませるので、なお、この辺は研究をさせていただきたいと、そういうふうに思っております。



保健所長（山川博之 君）

保健所はご存じのとおり地域の専門機関という位置づけでございます。健康日本21(\*下記参照)でも規制の問題は重要な問題として取り上げられております。

保健所といたしましても、区の中の一つの組織として一体的にこの対策には取り組んでまいりたいというふうに思っております。

\* 健康日本21とは・・・

21世紀における国民健康づくり運動、通称健康日本21。2000年に厚生省（現・厚生労働省）により策定された、国の総合的な健康政策。

健康寿命の延伸を実現するために、具体的な目標を提示して、健康に関する全ての関係機関や団体を初め、国民全体が一体となった健康づくりを推進し、意識の向上と取り組みを促すことが目的。

広い小中学校の実現 シンプル=小さな政府 特定秘密保護法に反対



江戸川区議会議員

田中けん

www.t-ken.jp



電話番号 : 03-3248-0888 (平日9~18時まで)  
 自宅事務所 : 〒132-0021 江戸川区中央4-25-14  
 (敷地内奥、白いプレハブ)

\* プロフィール \*

松江三中卒、墨田川高校卒、千葉大学教育学部卒  
 1995年 江戸川区議選 (2789票・41位) 当選  
 1999年 同選挙 (4282票・16位) 当選  
 2001年 東京都議選 (12394票・8位) 落選  
 2003年 江戸川区議選 (4103票・15位) 当選  
 2007年 同選挙 (3883票・25位) 当選  
 2011年 同選挙 (3280票・41位) 当選

著作(共著)「外国人参政権」で日本がなくなる日 宝島社2010年  
 100人がしゃべり倒す!「魔法少女まどか マギカ」宝島社2011年

区議会日台親善議員連盟会長・禁煙地方議連代表幹事・ホームヘルパー2級